

# 石川県公報

平成 24 年 6 月 7 日 (木曜日)

号 外

(第 39 号)

## 目 次

規 則				
辰巳ダム操作規則	(河 川 課)	1	犀川ダム操作細則	( 同 ) 14
犀川ダム操作規則	( 同 )	2	内川ダム操作細則	( 同 ) 19
内川ダム操作規則	( 同 )	6	新内川ダム操作細則	( 同 ) 23
新内川ダム操作規則	( 同 )	9	告 示	
辰巳ダム操作細則	(河 川 課)	11	河川区域の指定	(河 川 課) 25

## 規 則

辰巳ダム操作規則をここに公布する。

平成二十四年六月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第二十六号

#### 辰巳ダム操作規則

##### 目次

- 第一章 総則 (第一条・第二条)
- 第二章 貯水池の水位等 (第三条 第五条)
- 第三章 貯水池の利用 (第六条)
- 第四章 洪水調節等 (第七条 第十一条)
- 第五章 貯留された流水の放流 (第十二条)
- 第六章 点検、整備等 (第十三条 第十五条)
- 第七章 雑則 (第十六条)

##### 附則

###### 第一章 総則

###### (通則)

第一条 辰巳ダム (以下「ダム」といふ) の操作については、この規則の定めるところによる。

###### (ダムの用途)

第二条 ダムは、洪水調節をその用途とする。

###### 第二章 貯水池の水位等

###### (洪水)

第三条 この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量が毎秒八十立方メートル以上である場合における当該流水をいふ。

###### (水位)

第四条 貯水池の水位 (以下「水位」といふ) は、ダムに設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

###### (サーチャージ水位)

第五条 貯水池のサーチャージ水位は、標高百三十二・〇メートルとする。

###### 第三章 貯水池の利用

(洪水調節等のための利用)

第六条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高九十七・〇メートルから標高百三十二・〇メートルまでの容量五百八十万立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第七条 石川県土木部河川課長(以下「課長」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 金沢地方気象台から、金沢市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予測されるとき。
- 二 その他訓令で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第八条 課長は、前条の規定により洪水警戒体制を執つたときは、直ちに訓令で定める関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にしなければならない。

(洪水調節等)

第九条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十一条 課長は、訓令で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第五章 貯留された流水の放流

(放流に関する通知等)

第十二条 課長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、訓令で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

第六章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第十三条 課長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 課長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、訓令で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第十四条 課長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第十五条 課長は、第十三条第一項の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第一項の規定による観測を行ったときは、訓令で定める事項を記録しておかなければならない。

第七章 雑則

(訓令への委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、訓令で定める。

附 則

この規則は、平成二十四年六月八日から施行する。

犀川ダム操作規則をここに公布する。

平成二十四年六月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 犀川ダム操作規則

犀川ダム操作規則(昭和四十一年石川県規則第五十三号)の全部を改正する。

## 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 貯水池の水位等(第三条 第十一条)
- 第三章 貯水池の用途別利用(第十二条 第十五条)
- 第四章 洪水調節等(第十六条 第二十二條)
- 第五章 貯留された流水の放流(第二十三条 第三十条)
- 第六章 点検、整備等(第三十一条 第三十三条)
- 第七章 雑則(第三十四条)

## 附則

## 第一章 総則

## (通則)

第一条 犀川ダム(以下「ダム」という。)の操作については、この規則の定めるところによる。

## (ダムの用途)

第二条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給及び発電をその用途とする。

## 第二章 貯水池の水位等

## (洪水)

第三条 この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒九十四立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

## (洪水期及び非洪水期)

第四条 洪水期及び非洪水期は、次に掲げる期間とする。

- 一 洪水期 六月一日から十月三十一日までの期間
- 二 非洪水期 十一月一日から翌年五月三十一日までの期間

## (水位)

第五条 貯水池の水位(以下「水位」という。)は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

## (常時満水位)

第六条 貯水池の常時満水位は、標高三百四十五・〇メートルとし、第十九条の規定により洪水調節を行う場合及び第二十一条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

## (サーチャージ水位)

第七条 貯水池のサーチャージ水位は、標高三百四十六・五メートルとし、第十九条の規定により洪水調節を行う場合及び第二十一条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

## (制限水位)

第八条 洪水期における貯水池の制限水位は、標高三百四十・〇メートルとし、第十九条の規定により洪水調節を行う場合及び第二十一条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

## (確保水位)

第九条 流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給のために確保すべき水位(以下この条において「確保水位」という。)は、次の各号に掲げる日(以下この条において「基準日」という。)にあつてはそれぞれ当該各号に掲げる水位、基準日以外の日にあつては当該日の直前の基準日の確保水位と直後の基準日の確保水位から等差的に算出される水位とし、第二十六条及び第二十七条の規定による放流により水位を低下させる場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

- 一 一月一日 標高三百二十五・五メートル
- 二 三月一日 標高三百二十五・五メートル
- 三 三月五日 標高三百二十三・〇メートル
- 四 五月十五日 標高三百二十三・〇メートル
- 五 六月一日 標高三百四十・〇メートル

- 六 八月二十日 標高三百四十・〇メートル
- 七 九月二十五日 標高三百三十八・六メートル
- 八 十月十日 標高三百三十五・一メートル
- 九 十一月一日 標高三百二十五・五メートル

(最低水位)

第十条 貯水池の最低水位は、標高三百十八・五メートルとする。

(予備放流水位)

第十一条 予備放流水位の最低限度は、標高三百四十・〇メートルとする。

### 第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第十二条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては標高三百四十・〇メートルから標高三百四十六・五メートルまでの容量三百六十万立方メートル、非洪水期にあつては標高三百四十五・〇メートルから標高三百四十六・五メートルまでの容量八十五万立方メートルを利用して行つものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第十三条 流水の正常な機能の維持は、洪水期にあつては、標高三百十八・五メートルから標高三百四十・〇メートルまでにおいて確保される容量最大七百万立方メートル、非洪水期にあつては、標高三百十八・五メートルから標高三百四十五・〇メートルまでにおいて確保される容量最大九百八十五万立方メートルの流水を利用して行つものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第十四条 水道用水の供給は、洪水期にあつては、標高三百十八・五メートルから標高三百四十・〇メートルまでにおいて確保される容量最大七百万立方メートル、非洪水期にあつては、標高三百十八・五メートルから標高三百四十五・〇メートルまでにおいて確保される容量最大九百八十五万立方メートルの流水を利用して行つものとする。

(発電のための利用)

第十五条 発電は、洪水期にあつては、標高三百十八・五メートルから標高三百四十・〇メートルまでの容量最大七百万立方メートル、非洪水期にあつては、標高三百十八・五メートルから標高三百四十五・〇メートルまでの容量最大九百八十五万立方メートルを利用して行つものとする。ただし、発電は前三条の規定による利用に支障を与えないように行つものとする。

### 第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十六条 石川県土木部河川課長(以下「課長」といふ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 金沢地方気象台から、金沢市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予測されるとき。
  - 二 その他訓令で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。
- 2 課長は、第二十一条の規定により洪水に達しない流水の調節を行つこととする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第十七条 課長は、前条の規定により洪水警戒体制を執つたときは、直ちに次に定める措置を執らなければならない。

- 一 訓令で定める関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダム操作に關し必要な措置を執ること。
- 三 洪水期にあつて水位が制限水位を超えているときは、水位を速やかに制限水位まで低下させること。

(予備放流)

第十八条 課長は、非洪水期において洪水調節を行つ必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、毎秒九十四立方メートルを限度として放流を行つことができる。

(洪水調節)

第十九条 課長は、次に掲げる方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況によ

り特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- 一 流入量が毎秒九十四立方メートルに達した後、水位が標高三百四十二・〇六メートルを下回るときは、訓令で定めるところにより、クレストゲートの凹弧開度上限値を超えないよう放流すること。
- 二 前号の方法による操作の後、水位が標高三百四十二・〇六メートルを超え標高三百四十五・五メートルに達するまで、クレストゲートの凹弧開度を二・三七メートルの一定開度に保つ方法により放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第二十条 課長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位又は常時満水位(以下この条において「制限水位等」という。)を超えているときは、速やかに水位を制限水位等に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては、前条本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては、毎秒九十四立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第二十一条 課長は、気象、水象その他の状況により必要と認められる場合においては、訓令で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第二十二条 課長は、訓令で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

#### 第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第二十三条 ダムによつて貯留された流水は、第六条から第八条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十六条及び第二十七条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流することができる。

- 一 第四条に規定する非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を制限水位まで低下させるとき。
- 二 第三十一条第一項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 三 第十七条第三号の規定により水位を速やかに制限水位まで低下させるため、訓令で定めるところによりダムから放流するとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、訓令で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒九十四立方メートルとする。

(放流の原則)

第二十四条 課長は、ダムから放流を行う場合においては、訓令で定めるところにより放流によつて下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとする。

(放流量)

第二十五条 ダムから放流を行う場合の放流量は、第十八条から第二十条まで、第二十三条第二項、次条及び第二十七条に規定する量、その他の場合にあつては流入量に相当する量から、それぞれ金沢市上寺津発電所(以下「発電所」という。)の使用水量(毎秒十二立方メートル以内)を控除した量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第二十六条 課長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表の上欄に掲げる地点において、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(水道水の供給のための放流)

第二十七条 課長は、水道水の供給のため必要があると認める場合には、上寺津ダム地点において最大毎秒一・二七立方メートルの水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流量等の決定)

第二十八条 課長は、ダムから放流を行う場合においては、発電所の使用水量を確認して放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 課長は、前項の決定をしようとする場合においては、ダムからの放流が第二十三条第一項各号及び前二条の規定による放流であるときは、あらかじめ発電所を管理する事業所に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第二十九条 課長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、訓令で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第三十条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、訓令で定める。

第六章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第三十一条 犀川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、訓令で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第三十二条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第三十三条 所長は、ゲート等を操作し、第三十一条第一項の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第一項の規定による観測を行ったときは、訓令で定める事項を記録しておかなければならない。

第七章 雑則

(訓令への委任)

第三十四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、訓令で定める。

附 則

この規則は、平成二十四年六月八日から施行する。

別表(第二十六条関係)

地 点 名	期 間	水 量
ダ ム 地 点	一月一日から十二月三十一日まで	〇・一七
辰 巳 ダ ム 地 点 (辰巳用水取水後)	三月一日から十月三十一日まで	〇・四七
	十一月一日から翌年の二月末日まで	〇・二二
犀 川 大 橋 地 点	一月一日から二月末日まで	〇・四五
	三月一日から十二月三十一日まで	一・一九

備考 水量の単位は、毎秒立方メートルとする。

内川ダム操作規則をここに公布する。

平成二十四年六月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 二 十 八 号

内川ダム操作規則

内川ダム操作規則(昭和六十年石川県規則第四十六号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 貯水池の水位等(第三条 第八条)
- 第三章 貯水池の用途別利用(第九条 第十二条)
- 第四章 洪水調節等(第十三条 第十八条)
- 第五章 貯留された流水の放流(第十九条 第二十六条)
- 第六章 点検、整備等(第二十七条 第二十九条)
- 第七章 雑則(第三十条)

附 則



## 第一章 総則

## (通則)

第一条 内川ダム(以下「ダム」という。)の操作については、この規則の定めるところによる。

## (ダムの用途)

第二条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給及び発電をその用途とする。

## 第二章 貯水池の水位等

## (洪水)

第三条 この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒百十八立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

## (水位)

第四条 貯水池の水位(以下「水位」という。)は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

## (常時満水位)

第五条 貯水池の常時満水位は、標高二百二十九・〇メートルとし、第十五条の規定により洪水調節を行う場合及び第十七条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

## (サーチャージ水位)

第六条 貯水池のサーチャージ水位は、標高二百三十四・〇メートルとし、第十五条の規定により洪水調節を行う場合及び第十七条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

## (確保水位)

第七条 流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給のために確保すべき水位(以下この条において「確保水位」という。)は、次の各号に掲げる日(以下この条において「基準日」という。)にあつてはそれぞれ当該各号に掲げる水位、基準日以外の日にあつては当該日の直前の基準日の確保水位と直後の基準日の確保水位から等差的に算出される水位とし、第二十二條及び第二十三條の規定による放流により水位を低下させる場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

- 一 一月一日 標高二百一・三メートル
- 二 一月十五日 標高二百一・三メートル
- 三 二月一日 標高二百七・四メートル
- 四 四月十五日 標高二百七・四メートル
- 五 四月二十五日 標高二百二十三・七メートル
- 六 五月五日 標高二百二十七・二メートル
- 七 五月二十日 標高二百二十九・〇メートル
- 八 七月十日 標高二百二十九・〇メートル
- 九 九月二十五日 標高二百十七・八メートル
- 十 十月二十日 標高二百一・三メートル

## (最低水位)

第八条 貯水池の最低水位は、標高二百・三メートルとする。

## 第三章 貯水池の用途別利用

## (洪水調節等のための利用)

第九条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高二百二十九・〇メートルから標高二百三十四・〇メートルまでの容量百九十万立方メートルを利用して行うものとする。

## (流水の正常な機能の維持のための利用)

第十条 流水の正常な機能の維持は、標高二百・三メートルから標高二百二十九・〇メートルまでの容量六百二十万立方メートルのうち最大二百十万立方メートルを利用して行うものとする。

## (水道用水の供給のための利用)

第十一条 水道用水の供給は、標高二百・三メートルから標高二百二十九・〇メートルまでの容量六百二十万立方メートルのうち最大四百十万立方メートルを利用して行うものとする。

## (発電のための利用)

第十二条 発電は、標高二百・三メートルから標高二百二十九・〇メートルまでの容量六百二十万立方メートルを利

用して行うものとする。ただし、発電は前三条の規定による利用に支障を与えないように行うものとする。

#### 第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十三条 石川県土木部河川課長(以下「課長」といふ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 金沢地方気象台から、金沢市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予測されるとき。
  - 二 その他訓令で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。
- 2 課長は、第十七条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第十四条 課長は、前条の規定により洪水警戒体制を執つたときは、直ちに次に定める措置を執らなければならない。

- 一 訓令で定める関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムとの操作に関し必要な措置を執ること。

(洪水調節)

第十五条 課長は、次に掲げる方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- 一 流入量が毎秒百十八立方メートルに達した後、水位が標高二百二十九・〇メートルを下回るときはコンジットゲート開度を一・九七メートルを下回る開度により放流すること。
- 二 前号の方法による操作の後、水位が標高二百二十九・〇メートルを超え標高二百三十三・二メートルに達するまで、コンジットゲート開度を一・九七メートルの一定開度に保つ方法により放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十六条 課長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては、前条本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては、毎秒百十八立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第十七条 課長は、気象、水象その他の状況により必要と認められる場合においては、訓令で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第十八条 課長は、訓令で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

#### 第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第十九条 ダムによつて貯留された流水は、第五条、第六条、第十五条から第十七条まで、第二十二條及び第二十三條の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流することができる。

- 一 第二十七条第一項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行つたため特に必要があるとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、訓令で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒百十八立方メートルとする。

(放流の原則)

第二十条 課長は、ダムから放流を行う場合においては、訓令で定めるところにより放流によつて下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとする。

(放流量)

第二十一条 ダムから放流を行う場合の放流量は、第十五条、第十六条、第十九条第二項、次条及び第二十三條に規定する量、その他の場合にあつては流入量に相当する量から、それぞれ金沢市新内川発電所(以下「発電所」とい



ろ)の使用水量(毎秒八立方メートル以内)を控除した量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第二十二條 課長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表の上欄に掲げる地点において、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第二十三條 課長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、上水道小原取水ダム地点において最大毎秒一・一六立方メートルの水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流量等の決定)

第二十四條 課長は、ダムから放流を行う場合においては、発電所の使用水量を確認して放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 課長は、前項の決定をしようとする場合においては、ダムからの放流が第十九條第一項各号及び前二條の規定による放流であるときは、あらかじめ発電所を管理する事業所に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第二十五條 課長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、訓令で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第二十六條 ダムから放流を行う場合のゲートの操作については、訓令で定める。

第六章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第二十七條 内川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、訓令で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第二十八條 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第二十九條 所長は、ゲートを操作し、第二十七條第一項の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第一項の規定による観測を行ったときは、訓令で定める事項を記録しておかななければならない。

第七章 雑則

(訓令への委任)

第三十條 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、訓令で定める。

附 則

この規則は、平成二十四年六月八日から施行する。

別表(第二十二條関係)

地 点 名	期 間	水 量
上水道小原取水ダム地点 (水道及び長坂用水取水後)	三月一日から十月三十一日まで	〇・二七
	十一月一日から翌年の二月末日まで	〇・〇九
犀川大橋地点	一月一日から二月末日まで	〇・四五
	三月一日から十二月三十一日まで	一・一九

備考 水量の単位は、毎秒立方メートルとする。

新内川ダム操作規則をここに公布する。

平成二十四年六月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

**石川県規則第二十九号****新内川ダム操作規則**

新内川ダム操作規則(昭和六十年石川県規則第四十七号)の全部を改正する。

**目次**

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 貯水池の水位等(第三条 第六条)
- 第三章 貯水池の利用(第七条)
- 第四章 洪水処置等(第八条 第十一条)
- 第五章 貯留された流水の放流(第十二条 第十六条)
- 第六章 点検、整備等(第十七条 第十九条)
- 第七章 雑則(第二十条)

**附則****第一章 総則****(通則)**

第一条 新内川ダム(以下「ダム」という。)の操作については、この規則の定めるところによる。

**(ダムの用途)**

第二条 ダムは、流水の正常な機能の維持及び発電のための水量の逆調整をその用途とする。

**第二章 貯水池の水位等****(洪水)**

第三条 この規則において「洪水」とは、流水の内川ダムへの流入量が毎秒百十八立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

**(水位)**

第四条 貯水池の水位(以下「水位」という。)は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

**(常時満水位)**

第五条 貯水池の常時満水位は、標高百七・四メートルとする。

**(最低水位)**

第六条 貯水池の最低水位は、標高百一・二メートルとする。

**第三章 貯水池の利用****(貯水池の利用)**

第七条 流水の正常な機能の維持及び発電のための水量の逆調整は、標高百一・二メートルから標高百七・四メートルまでの容量五万七千立方メートルを利用して行つものとする。

**第四章 洪水処置等****(洪水警戒体制)**

第八条 石川県土木部河川課長(以下「課長」という。)は、次の名号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 金沢地方気象台から、金沢市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予測されるとき。
- 二 その他訓令で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

**(洪水警戒体制時における措置)**

第九条 課長は、前条の規定により洪水警戒体制を執つたときは、直ちに石川県県営土木総合事務所、金沢市企業局及び金沢地方気象台との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にしなければならない。

**(洪水及び洪水に達しない流水の処理)**

第十条 水位が常時満水位を超える場合には、洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

**(洪水警戒体制の解除)**

第十一条 課長は、訓令で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第十二条 ダムによつて貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流することができる。

- 一 第十七条第一項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、訓令で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

(放流の原則)

第十三条 課長は、ダムから放流を行う場合においては、放流によつて下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第十四条 課長は、流水の正常な機能の維持のため、必要に応じて発電後の水量の逆調整を行い、次に掲げる水量を合算した水量を最低限度としてダムから放流しなければならない。

- 一 内川ダムが流水の正常な機能の維持のため放流すべき水量
- 二 内川ダムが水道用水のため放流すべき水量

(放流に関する通知等)

第十五条 課長は、ダムから放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、石川県県民土木総合事務所及び金沢市企業局に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。ただし、内川ダム操作規則(平成二十四年石川県規則第二十八号)第二十五条の規定により内川ダムの放流について、関係機関に対する通知が行われ、かつ、一般に周知させるために必要な措置が執られているときは、この限りでない。

(ゲートの操作)

第十六条 ダムから放流を行う場合のゲートの操作については、訓令で定める。

第六章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第十七条 内川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、訓令で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第十八条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第十九条 所長は、ゲートを操作し、第十七条第一項の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第一項の規定による観測を行ったときは、訓令で定める事項を記録しておかななければならない。

第七章 雑則

(訓令への委任)

第二十条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、訓令で定める。

附 則

この規則は、平成二十四年六月八日から施行する。

訓 令

石川県訓令第7号

土 木 部

辰巳ダム操作規則を次のように定める。

平成24年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

辰巳ダム操作規則

(通則)

第1条 辰巳ダム(以下「ダム」という。)の操作については、辰巳ダム操作規則(平成24年石川県規則第26号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(流入量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、規則第4条に規定する水位の上昇又は低下の時間的割合から次式により算出するものとする。

$$Q = \frac{V}{T} + q$$

Q : 流入量 (m<sup>3</sup>/s)

V : 増減した貯留量 (m<sup>3</sup>)

T : 増減に要した時間 (s)

q : 放流量 (m<sup>3</sup>/s)

(洪水警戒体制)

第3条 規則第7条第2号に規定する洪水の発生が予想されるときは、次の各号のいずれかに該当するような場合とする。

- (1) ダムの流域内において、連続雨量が40ミリメートルに達し、さらに時間雨量が10ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (2) 融雪によって洪水が予想されるとき。
- (3) 犀川ダムにおいて、洪水警戒体制を執ったとき。

2 河川課長(以下「課長」という。)は、規則第7条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(洪水警戒体制時における関係機関への連絡)

第4条 規則第8条に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 課長は、規則第8条の規定により連絡する内容及び時期、連絡の手段等について、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 課長は、流入量が洪水量の1/2かつ放流量が洪水量以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、規則第11条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

2 課長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(放流に関する通知等を行う場合)

第6条 課長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第12条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。

- (1) 非常用洪水吐きから放流を開始するとき。
- (2) その他下流に急激な水位の変動が生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第7条 規則第12条に規定する通知すべき関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 規則第12条に規定する一般に周知させるため必要な措置は、ダムからの放流に係る下菊橋水位観測所地点の水位の上昇が30分につき20センチメートル以上と予想される場合においては、ダム地点から二ツ寺橋地点までの区間について行うものとする。

(放流に関する通知等の方法)

第8条 規則第12条に規定する放流に関する通知等は、次に定める方法により行うものとする。

- (1) 関係機関に対する通知は、第6条に規定する放流を開始する約1時間前に行うものとする。
- (2) 一般に周知させるため必要な措置は、別表第2に掲げる警報所により行うものとする。

ア 視警報所のサイレンは、第6条に規定する放流を開始する約6分前から放流を開始する直前まで吹鳴する。

イ 視以外の警報所のサイレン又はスピーカー(疑似音によるもの)の吹鳴は、各警報所地点の水位が上昇すると予想される約30分前に行うものとする。

ウ ア及びイに規定する措置のほか、警報車による下流の巡視及び警報を行うものとする。

エ サイレン又はスピーカー(疑似音によるもの)の吹鳴の方法は、次に定める方法によるものとする。

50秒	10秒	50秒	10秒	50秒	10秒	50秒	10秒	50秒	10秒	50秒	10秒
吹	休	吹	休	吹	休	吹	休	吹	休	吹	休
鳴	止	鳴	止	鳴	止	鳴	止	鳴	止	鳴	止

6 分

(放流に関する通知等の内容)

第 9 条 前条第 1 号に規定する通知は、放流する日時のほか、放流量又は放流により上昇する下流の水位の見込みを示して行うものとする。

(洪水吐きの名称)

第 10 条 洪水吐きの名称は、次のとおりとする。

- (1) 堤体下部にある洪水吐きを下段常用洪水吐き、堤体中央部にある洪水吐きを上段常用洪水吐き、堤体上部にある洪水吐きを非常用洪水吐きという。
- (2) 下段常用洪水吐きの名称は、左岸側から 1 号下段常用洪水吐き、2 号下段常用洪水吐きという。

(常用洪水吐きの操作)

第 11 条 1 号下段常用洪水吐きは、次に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

- (1) 規則第 13 条の規定により、ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(計測、点検及び整備)

第 12 条 規則第 13 条第 2 項に規定する計測は、別に定める調査測定基準により、点検及び整備は、別に定める点検整備基準により行うものとする。

- 2 課長は、ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が 25 ガルを超えたとき、又は金沢地方気象台により発表された気象庁震度階が金沢市西念で 4 以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。

(観測)

第 13 条 規則第 14 条に規定する観測は、前条第 1 項に定める調査測定基準により行うものとする。

(記録)

第 14 条 規則第 15 条に規定する記録すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) 放流量及び水位の変動
- (3) ダムからの放流に伴う関係機関への通知及び一般に周知させるための措置に関する事項
- (4) その他特記すべき事項

- 2 規則第 15 条に規定する記録は、前項各号に定めるもののほか、第 12 条に規定する計測、点検及び整備を行った結果並びに前条の規定により観測した結果について行うものとする。

(報告事項)

第 15 条 課長は、次に掲げる場合においては、速やかにその状況を知事に報告しなければならない。

- (1) 規則第 7 条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第 11 条の規定によりこれを解除したとき。
- (2) 規則第 9 条の規定により洪水調節を行ったとき。
- (3) ダム本体、付属設備、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めるとき。
- (4) 第 12 条第 2 項による地震が発生したとき及び臨時の点検を行ったとき。
- (5) 貯水池において水質事故が発生したとき。
- (6) その他必要と認めるとき。

(ダム管理月報及びダム管理年報の作成)

第 16 条 課長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(雑則)

第 17 条 規則及びこの訓令に定めるもののほか、規則及び訓令の実施のため必要な要領は課長が定めることができる。

- 2 課長は、前項の要領を定め、又は変更したときは、知事に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成 24 年 6 月 8 日から施行する。



## 別表第1(第4条、第5条、第7条関係)

## 関係機関

機 関 名	所 在 地	連絡方法
金沢市	金沢市広坂1丁目	加入電話
石川県県央土木総合事務所	金沢市泉本町6丁目	加入電話
金沢中警察署	金沢市下本多町	加入電話
金沢東警察署	金沢市元町2丁目	加入電話
金沢西警察署	金沢市金石本町	加入電話
金沢市消防本部	金沢市泉本町7丁目	加入電話
金沢市企業局	金沢市広岡3丁目	加入電話
辰巳用水組合	金沢市小立野3丁目	加入電話
大桑用水組合	金沢市大桑町	加入電話
鞍月用水組合	金沢市南新保町	加入電話
泉用水組合	金沢市泉2丁目	加入電話
中村高島用水組合	金沢市間明町2丁目	加入電話
大野庄用水組合	金沢市畝田西1丁目	加入電話

## 別表第2(第8条関係)

## 警報所

警報所名	所 在 地	警 報 担 当 者	連絡方法
覗	金沢市上辰巳町	石川県犀川ダム管理事務所長	無線
末	金沢市末町	石川県犀川ダム管理事務所長	無線
笠舞	金沢市城南1丁目	石川県土木部河川課長	無線
犀川大橋	金沢市清川町	石川県土木部河川課長	無線
出雲	金沢市玉銚1丁目	石川県土木部河川課長	無線
二ツ寺	金沢市二ツ寺町	石川県土木部河川課長	無線

## 石川県訓令第8号

土 木 部

犀川ダム操作細則(昭和41年石川県訓令第17号)の全部を改正する。

平成24年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 犀川ダム操作細則

## (通則)

第1条 犀川ダム(以下「ダム」という。)の操作については、犀川ダム操作規則(平成24年石川県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

## (流入量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、規則第5条に規定する水位の上昇又は低下の時間的割合から次式により算出するものとする。

$$Q = \frac{\Delta V}{T} + q$$

Q: 流入量 (m<sup>3</sup>/s)

ΔV: 増減した貯留量 (m<sup>3</sup>)

T: 増減に要した時間 (s)

q: 放流量 (m<sup>3</sup>/s)

## (洪水警戒体制)

第3条 規則第16条第1項第2号に規定する洪水の発生が予想されるときは、次の各号のいずれかに該当するような場合とする。

- (1) ダムの流域内において、連続雨量が40ミリメートルに達し、さらに時間雨量が10ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (2) ダムの流域内において、総雨量が100ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (3) 融雪によって洪水が予想されるとき。
- (4) 台風の中心が東経126度から136度までの範囲において、北緯30度に達し、北又は北東に進路をとるとき。

2 犀川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、河川課長（以下「課長」という。）の指示に従い、規則第16条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

（洪水警戒体制時における関係機関への連絡）

第4条 規則第17条第1号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 課長は、規則第17条第1号の規定により連絡する内容及び時期、連絡の手段等について、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

（洪水に達しない流水の調節）

第5条 規則第21条に規定する洪水に達しない流水の調節を行う場合においては、流入量を限度として、ダムから放流を行うものとする。ただし、規則第16条第1項に規定する洪水警戒体制にある場合にあっては、規則第19条に規定する洪水調節への円滑な移行ができるよう、その他の場合にあっては、規則第26条に規定する流水の正常な機能の維持のための放流及び規則第27条に規定する水道用水の供給のための放流に支障を与えないよう行うものとする。

（特にやむを得ない理由によるダムからの放流）

第6条 規則第23条第1項第1号に該当する場合において放流を行うときの水位低下は、1日につき1.5メートル以内とする。

2 規則第23条第1項第4号に規定する特にやむを得ない理由があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) ダム本体、貯水池等について、調査又は補修を行うため必要があるとき。
- (2) その他特に必要があるとき。

（放流の原則）

第7条 規則第24条の規定により、ダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとした放流の原則は、次に定める方法を基準とする。ただし、気象、水象その他の理由により特に必要があると認める場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流を行うことができる。

放流の直前における放流量	ゲート操作の最小時間間隔	1回の操作における放流量の増加割合
60m <sup>3</sup> /秒未満	5分	5m <sup>3</sup> /秒以内
60m <sup>3</sup> /秒以上94m <sup>3</sup> /秒未満	10分	11m <sup>3</sup> /秒以内

2 課長は、気象、水象その他の理由により、ダムによって貯留された流水が、サーチャージ水位を超えると予想される場合、ダム本体、貯水池等に異常が生じた場合その他緊急かつやむを得ない場合においては、前項の規定によらないことができる。

（洪水警戒体制の解除）

第8条 課長は、流入量が洪水量以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、規則第22条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

2 課長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる関係機関に連絡するものとする。

（放流に関する通知等を行う場合）

第9条 課長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、規則第29条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。ただし、規則第26条の規定により流水の正常な機能の維持等のために放流する場合はこの限りでない。

- (1) クレストゲートから放流を開始するとき。
- (2) 非常放流管バルブから放流を開始するとき。
- (3) 第7条第2項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動が生じると予想されるとき。
- (4) その他下流に急激な水位の変動が生じると予想されるとき。

（放流に関する通知等を行う範囲）

第10条 規則第29条に規定する通知すべき関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 規則第29条に規定する一般に周知させるため必要な措置は、次の各号のいずれかに示す範囲とする。

- (1) ダムからの放流に係る下菊橋水位観測所地点の水位の上昇が30分につき20センチメートル未満と予想される場合においては、ダム地点から未警報所地点までの区間について行うものとする。
- (2) ダムからの放流に係る下菊橋水位観測所地点の水位の上昇が30分につき20センチメートル以上と予想される場合においては、ダム地点から二ツ寺橋地点までの区間について行うものとする。

(放流に関する通知等の方法)

第11条 規則第29条に規定する放流に関する通知等は、次に定める方法により行うものとする。

(1) 関係機関に対する通知は、第9条に規定する放流を開始する約1時間前に行うものとする。

(2) 一般に周知させるため必要な措置は、別表第2に掲げる警報所により行うものとする。

ア ダムに設置されたサイレンは、第7条第2項及び第9条に規定する放流を開始する約6分前から放流を開始する直前まで吹鳴するものとする。

イ ダム以外の警報所のサイレン又はスピーカー(疑似音によるもの)の吹鳴は、各警報所地点の水位が上昇すると予想される約30分前に行うものとする。

ウ ア及びイに規定する措置のほか、警報車による下流の巡視及び警報を行うものとする。

エ サイレン又はスピーカー(疑似音によるもの)の吹鳴の方法は、次に定める方法によるものとする。

50秒	10秒	50秒	10秒	50秒	10秒	50秒	10秒	50秒	10秒	50秒	10秒
吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴	休止

6分

(放流に関する通知等の内容)

第12条 前条第1号に規定する通知は、放流する日時のほか、放流量又は放流により上昇する下流の水位の見込みを示して行うものとする。

(ゲート及びバルブの名称)

第13条 ゲート及びバルブの名称は、次のとおりとする。

- (1) クレストゲートの名称は、左岸側からクレスト1号ゲート、クレスト2号ゲートという。
- (2) 非常放流管バルブ、非常放流管予備バルブ及び非常放流管予備ゲートは、別図に定めるとおり下流側にあるものを非常放流管バルブ、中間にあるものを非常放流管予備バルブ、上流側にあるものを非常放流管予備ゲートという。
- (3) 維持流量放流管バルブ及び維持流量放流管予備バルブは、別図に定めるとおり下流側にあるものを維持流量放流管バルブ、上流側にあるものを維持流量放流管予備バルブという。

(クレストゲートの操作)

第14条 クレストゲートは、次に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- (1) 規則第23条の規定により操作を行うとき。
- (2) その他特に必要があるとき。

(クレストゲートの操作の方法)

第15条 クレストゲートを操作する場合には、規則第23条第1項第2号に規定する場合を除き、原則として次の定めによらなければならない。

- (1) クレストゲートの操作は、クレスト1号ゲート、クレスト2号ゲートの順に開くものとし、閉じるときはその逆の順序で操作するものとする。
- (2) クレストゲートの操作の開度は、1回の操作につき、円弧開度で25センチメートル以内とし、他のゲートと25センチメートル以上の開差をつけてはならない。
- (3) 貯水池の水位が標高342.06メートルを下回るときは、別に定める円弧開度上限値を超えてはならない。

(非常放流管バルブ、非常放流管予備バルブ及び非常放流管予備ゲートの操作)

第16条 非常放流管バルブは、維持流量放流管バルブを使用して規則第26条の規定による放流を行う場合は全開とし、その他の場合において、非常放流管バルブを操作する場合には、一旦全開するものとする。

2 非常放流管予備バルブは、次に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

(1) 維持流量放流管バルブを使用して規則第26条の規定による放流を行うとき。

(2) 規則第31条の規定により、非常放流管バルブの点検及び整備を行うとき。

3 非常放流管予備ゲートは、規則第31条の規定により非常放流管予備バルブ及び維持流量放流管予備バルブの点検及び整備を行う場合を除き、常に全開しておくものとする。

(非常放流管予備バルブ及び非常放流管予備ゲートの操作の方法)

第17条 非常放流管予備バルブ及び非常放流管予備ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態においてはならない。

2 非常放流管予備バルブ及び非常放流管予備ゲートを全開する場合及び全閉するときは、非常放流管バルブが全閉された後に操作するものとする。

(維持流量放流管バルブ及び維持流量放流管予備バルブの操作)

第18条 維持流量放流管バルブは、次に掲げる場合に全閉するものとする。

(1) クレストゲートから放流を行うとき。

(2) 非常放流管予備バルブを通り、非常放流管バルブから放流を行うとき。

2 維持流量放流管予備バルブは、規則第31条の規定により維持流量放流管バルブの点検及び整備を行うときを除き、常に全開しておくものとする。

(維持流量放流管予備バルブの操作の方法)

第19条 維持流量放流管予備バルブは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態においてはならない。

2 維持流量放流管予備バルブを全開する場合及び全閉する場合は、維持流量放流管バルブが全閉された後に操作するものとする。

(計測、点検及び整備)

第20条 規則第31条第2項に規定する計測は、別に定める調査測定基準により、点検及び整備は、別に定める点検整備基準により行うものとする。

2 所長は、ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が25ガルを超えたとき、又は金沢地方気象台により発表された気象庁震度階が金沢市西念で4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時的点検を行わなければならない。

(観測)

第21条 規則第32条に規定する観測は、前条第1項に定める調査測定基準により行うものとする。

(記録)

第22条 規則第33条に規定するゲート等を操作したときに記録すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 気象及び水象の状況

(2) ゲート等の操作の事由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作を開始及び終了した時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動

(3) ダムからの放流に伴う関係機関への通知及び一般に周知させるための措置に関する事項

(4) その他特記すべき事項

2 規則第33条に規定する記録は、前項各号に定めるもののほか、第20条に規定する計測、点検及び整備を行った結果並びに前条の規定により観測した結果について行うものとする。

(報告事項)

第23条 所長は、次に掲げる場合においては、速やかにその状況を知事に報告しなければならない。

(1) 規則第16条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第22条の規定によりこれを解除したとき。

(2) 規則第19条の規定により洪水調節を行ったとき。

(3) ダム本体、付属施設、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めるとき。

(4) 第20条第2項による地震が発生したとき及び臨時的点検を行ったとき。

(5) 貯水位が最低水位標高318.5メートル以下に低下したとき。

(6) 貯水池において水質事故が発生したとき。

(7) その他必要と認めるとき。

(ダム管理月報及びダム管理年報の作成)

第24条 所長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(雑則)

第25条 規則及びこの訓令に定めるもののほか、規則及び訓令の実施のため必要な要領は課長が定めることができる。

2 課長は、前項の要領を定め、又は変更したときは、知事に報告するものとする。

3 課長は、この訓令に変更があった場合は、ダムの管理に要する費用の一部を負担する者に報告しなければならない。

#### 附 則

この訓令は、平成24年6月8日から施行する。

#### 別表第1 (第4条、第8条、第10条関係)

##### 関係機関

機 関 名	所 在 地	連絡方法
金沢市	金沢市広坂1丁目	加入電話
石川県県央土木総合事務所	金沢市泉本町6丁目	加入電話
金沢中警察署	金沢市下本多町	加入電話
金沢東警察署	金沢市元町2丁目	加入電話
金沢西警察署	金沢市金石本町	加入電話
金沢市消防本部	金沢市泉本町7丁目	加入電話
金沢市企業局	金沢市広岡3丁目	加入電話
寺津用水組合	金沢市末町	加入電話
辰巳用水組合	金沢市小立野3丁目	加入電話
大桑用水組合	金沢市大桑町	加入電話
鞍月用水組合	金沢市南新保町	加入電話
泉用水組合	金沢市泉2丁目	加入電話
中村高畠用水組合	金沢市間明町2丁目	加入電話
大野庄用水組合	金沢市畝田西1丁目	加入電話

#### 別表第2 (第11条関係)

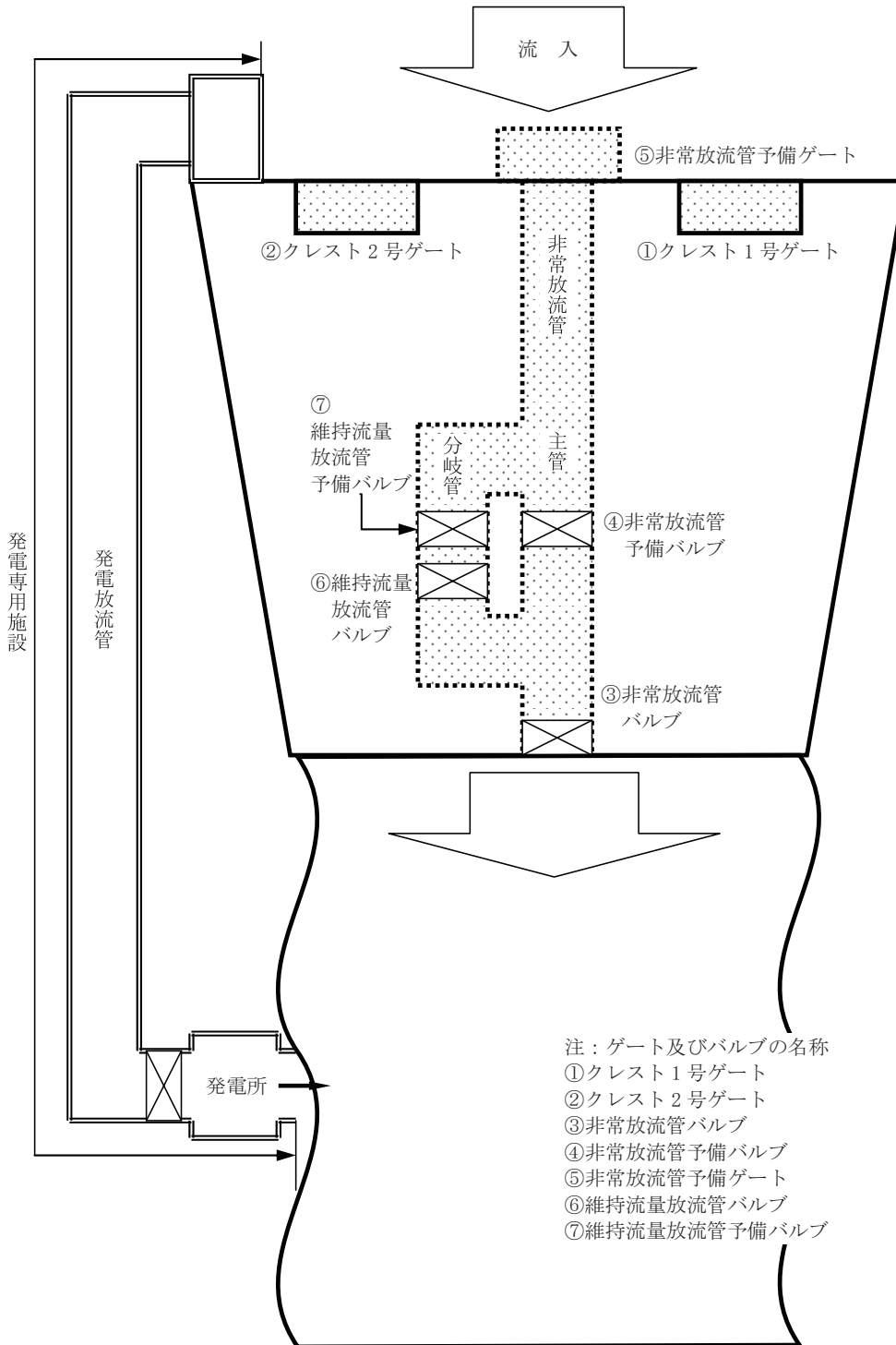
##### 警報所

警報所名	所 在 地	警 報 担 当 者	連絡方法
犀川ダム	金沢市二又新町	石川県犀川ダム管理事務所長	有線
上寺津	金沢市寺津町	石川県犀川ダム管理事務所長	無線
駒帰	金沢市駒帰町	石川県犀川ダム管理事務所長	無線
辰巳駒帰	金沢市駒帰町	石川県犀川ダム管理事務所長	無線
鷺原	金沢市鷺原町	石川県犀川ダム管理事務所長	無線
下鷺原	金沢市下鷺原町	石川県犀川ダム管理事務所長	無線
覗	金沢市上辰巳町	石川県犀川ダム管理事務所長	無線
末	金沢市末町	石川県犀川ダム管理事務所長	無線
笠舞	金沢市城南1丁目	石川県土木部河川課長	無線
犀川大橋	金沢市清川町	石川県土木部河川課長	無線
出雲	金沢市玉銚1丁目	石川県土木部河川課長	無線
二ツ寺	金沢市二ツ寺町	石川県土木部河川課長	無線



別図(第13条関係)

犀川ダムにおける設備のレイアウト概略図



注：ゲート及びバルブの名称  
 ①クレスト1号ゲート  
 ②クレスト2号ゲート  
 ③非常放流管バルブ  
 ④非常放流管予備バルブ  
 ⑤非常放流管予備ゲート  
 ⑥維持流量放流管バルブ  
 ⑦維持流量放流管予備バルブ

石川県訓令第9号

内川ダム操作細則(昭和60年石川県訓令第8号)の全部を改正する。

平成24年6月7日

内川ダム操作細則  
(通則)

土 木 部

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条 内川ダム(以下「ダム」という。)の操作については、内川ダム操作規則(平成24年石川県規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(流入量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、規則第4条に規定する水位の上昇又は低下の時間的割合から次式により算出するものとする。

$$Q = \frac{V}{T} + q$$

Q : 流入量 (m<sup>3</sup> / s)

V : 増減した貯留量 (m<sup>3</sup>)

T : 増減に要した時間 (s)

q : 放流量 (m<sup>3</sup> / s)

(洪水警戒体制)

第3条 規則第13条第1項第2号に規定する洪水の発生が予想されるときは、次の各号のいずれかに該当するような場合とする。

- (1) ダムの流域内において、連続雨量が40ミリメートルに達し、さらに時間雨量が10ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (2) ダムの流域内において、総雨量が100ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (3) 融雪によって洪水が予想されるとき。
- (4) 台風の中心が東経126度から136度までの範囲において、北緯30度に達し、北又は北東に進路をとるとき。

2 内川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、河川課長(以下「課長」という。)の指示に従い、規則第13条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(洪水警戒体制時における関係機関への連絡)

第4条 規則第14条第1号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 課長は、規則第14条第1号の規定により連絡する内容及び時期、連絡の手段等について、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

(洪水に達しない流水の調節)

第5条 規則第17条に規定する洪水に達しない流水の調節を行う場合においては、流入量を限度として、ダムから放流を行うものとする。ただし、規則第13条第1項に規定する洪水警戒体制にある場合にあつては、規則第15条に規定する洪水調節への円滑な移行ができるよう、その他の場合にあつては、規則第22条に規定する流水の正常な機能の維持のための放流及び規則第23条に規定する水道用水の供給のための放流に支障を与えないよう行うものとする。

(特にやむを得ない理由によるダムからの放流)

第6条 規則第19条第1項第2号に規定する特にやむを得ない理由があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) ダム本体、貯水池等について、調査又は補修を行うため必要があるとき。
- (2) その他特に必要があるとき。

(放流の原則)

第7条 規則第20条の規定により、ダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとした放流の原則は、次に定める方法を基準とする。ただし、気象、水象その他の理由により特に必要があると認める場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流を行うことができる。

放流の直前における放流量	ゲート操作の最小時間間隔	1回の操作における放流量の増加割合
60m <sup>3</sup> / 秒未満	5分	5m <sup>3</sup> / 秒以内
60m <sup>3</sup> / 秒以上118m <sup>3</sup> / 秒未満	10分	11m <sup>3</sup> / 秒以内

2 課長は、気象、水象その他の理由により、ダムによって貯留された流水が、サーチャージ水位を超えると予想される場合、ダム本体、貯水池等に異常が生じた場合その他緊急かつやむを得ない場合においては、前項の規定によらないことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第8条 課長は、流入量が洪水量以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなく

なつたと認めるときは、規則第18条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

2 課長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第 1 に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(放流に関する通知等を行う場合)

第 9 条 課長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、規則第25条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。

- (1) コンジットゲートから放流を開始するとき。
- (2) クレストゲートから放流を開始するとき。
- (3) 第 7 条第 2 項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動が生じると予想されるとき。
- (4) その他下流に急激な水位の変動が生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第10条 規則第25条に規定する通知すべき関係機関は、別表第 1 に掲げる機関とする。

2 規則第25条に規定する一般に周知させるため必要な措置は、次の各号のいずれかに示す範囲とする。

- (1) ダムからの放流に係る下菊橋水位観測所地点の水位の上昇が30分につき20センチメートル未満と予想される場合においては、ダム地点から犀川と内川の合流点までの区間について行うものとする。
- (2) ダムからの放流に係る下菊橋水位観測所地点の水位の上昇が30分につき20センチメートル以上と予想される場合においては、ダム地点から二ツ寺橋地点までの区間について行うものとする。

(放流に関する通知等の方法)

第11条 規則第25条に規定する放流に関する通知等は、次に定める方法により行うものとする。

- (1) 関係機関に対する通知は、第 9 条に規定する放流を開始する約 1 時間前に行うものとする。
- (2) 一般に周知させるため必要な措置は、別表第 2 に掲げる警報所により行うものとする。
  - ア ダムに設置されたサイレンは、第 7 条第 2 項及び第 9 条に規定する放流を開始する約 6 分前から放流を開始する直前まで吹鳴するものとする。
  - イ ダム以外の警報所のサイレン又はスピーカー（疑似音によるもの）の吹鳴は、各警報所地点の水位が上昇すると予想される約30分前に行うものとする。
  - ウ ア及びイに規定する措置のほか、警報車による下流の巡視及び警報を行うものとする。
  - エ サイレン又はスピーカー（疑似音によるもの）の吹鳴の方法は、次に定める方法によるものとする。

50秒	10秒	50秒	10秒	50秒	10秒	50秒	10秒	50秒	10秒	50秒	10秒
吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴	休止

6 分

(放流に関する通知等の内容)

第12条 前条第 1 号に規定する通知は、放流する日時のほか、放流量又は放流により上昇する下流の水位の見込みを示して行うものとする。

(ゲートの名称)

第13条 ゲートの名称は、次のとおりとする。

- (1) コンジットゲートは、下流側にあるものをコンジットゲート、上流側にあるものをコンジット予備ゲートという。
- (2) クレストゲートの名称は、左岸側からクレスト 1 号ゲート、クレスト 2 号ゲートという。

(コンジットゲート及びコンジット予備ゲートの操作)

第14条 コンジットゲートは、次に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

- (1) 規則第 5 条、第 6 条、第15条から第17条まで及び第19条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- (2) その他特に必要があるとき。

2 コンジット予備ゲートは、次に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

- (1) 規則第19条第 1 項第 1 号の規定により、ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
- (2) その他特に必要があるとき。

(コンジットゲート及びコンジット予備ゲートの操作の方法)

第15条 コンジットゲート进行操作する場合においては、規則第19条第1項第1号に規定する場合を除き、ゲートの最小開度は原則として21センチメートルとする。

2 コンジット予備ゲート进行操作する場合においては、規則第19条第1項第1号に規定する場合を除き、原則として次の定めによらなければならない。

- (1) コンジット予備ゲートの操作は、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。
- (2) コンジット予備ゲートを全開する場合においては、コンジットゲートをあらかじめ全閉し、水圧の平衡を保つたのち操作するものとする。
- (3) コンジット予備ゲートを全閉する場合においては、緊急やむを得ない場合を除き、コンジットゲートを全閉したのち操作するものとする。

(クレストゲートの操作)

第16条 クレストゲートは、次に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

- (1) 規則第15条ただし書により操作を行うとき。
- (2) 規則第19条第1項第1号の規定によりクレストゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- (3) その他特に必要があるとき。

(クレストゲートの操作の方法)

第17条 クレストゲート进行操作する場合においては、規則第19条第1項第1号に規定する場合を除き、原則として次の定めによらなければならない。

- (1) クレストゲートの操作は、クレスト1号ゲート、クレスト2号ゲートの順に開くものとし、閉じるときはその逆の順序で操作するものとする。
- (2) クレストゲートの操作の開度は、1回の操作につき、開度25センチメートル以内とし、他のゲートと25センチメートル以上の開差をつけてはならない。

(計測、点検及び整備)

第18条 規則第27条第2項に規定する計測は、別に定める調査測定基準により、点検及び整備は、別に定める点検整備基準により行うものとする。

2 所長は、ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が25ガルを超えたとき、又は金沢地方気象台により発表された気象庁震度階が金沢市西念で4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。

(観測)

第19条 規則第28条に規定する観測は、前条第1項に定める調査測定基準により行うものとする。

(記録)

第20条 規則第29条に規定するゲート进行操作したときに記録すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) ゲートの操作の事由、操作したゲートの名称、ゲートの操作を開始及び終了した時刻、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに水位の変動
- (3) ダムからの放流に伴う関係機関への通知及び一般に周知させるための措置に関する事項
- (4) その他特記すべき事項

2 規則第29条に規定する記録は、前項各号に定めるもののほか、第18条に規定する計測、点検及び整備を行った結果並びに前条の規定により観測した結果について行うものとする。

(報告事項)

第21条 所長は、次に掲げる場合においては、速やかにその状況を知事に報告しなければならない。

- (1) 規則第13条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第18条の規定によりこれを解除したとき。
- (2) 規則第15条の規定により洪水調節を行ったとき。
- (3) ダム本体、付属設備、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めるとき。
- (4) 第18条第2項による地震が発生したとき及び臨時の点検を行ったとき。
- (5) 貯水位が最低水位標高200.3メートル以下に低下したとき。
- (6) 貯水池において水質事故が発生したとき。
- (7) その他必要と認めるとき。

(ダム管理月報及びダム管理年報の作成)

第22条 所長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(雑則)

第23条 規則及びこの訓令に定めるもののほか、規則及び訓令の実施のため必要な要領は課長が定めることができる。

2 課長は、前項の要領を定め、又は変更したときは、知事に報告するものとする。

3 課長は、この訓令に変更があった場合は、ダムの管理に要する費用の一部を負担する者に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成24年6月8日から施行する。

別表第1(第4条、第8条、第10条関係)

関係機関

機 関 名	所 在 地	連絡方法
金沢市	金沢市広坂1丁目	加入電話
石川県県央土木総合事務所	金沢市泉本町6丁目	加入電話
金沢中警察署	金沢市下本多町	加入電話
金沢東警察署	金沢市元町2丁目	加入電話
金沢西警察署	金沢市金石本町	加入電話
金沢市消防本部	金沢市泉本町7丁目	加入電話
金沢市企業局	金沢市広岡3丁目	加入電話
長坂用水組合	金沢市十一屋町	加入電話
大桑用水組合	金沢市大桑町	加入電話
鞍月用水組合	金沢市南新保町	加入電話
泉用水組合	金沢市泉2丁目	加入電話
中村高畠用水組合	金沢市間明町2丁目	加入電話
大野庄用水組合	金沢市畝田西1丁目	加入電話

別表第2(第11条関係)

警報所

警報所名	所 在 地	警 報 担 当 者	連絡方法
内川ダム	金沢市小原町	石川県内川ダム管理事務所長	有線
小原	金沢市小原町	石川県内川ダム管理事務所長	無線
山川	金沢市山川町	石川県内川ダム管理事務所長	無線
笠舞	金沢市城南1丁目	石川県土木部河川課長	無線
犀川大橋	金沢市清川町	石川県土木部河川課長	無線
出雲	金沢市玉銚1丁目	石川県土木部河川課長	無線
二ツ寺	金沢市二ツ寺町	石川県土木部河川課長	無線

## 石川県訓令第10号

土 木 部

新内川ダム操作細則(昭和60年石川県訓令第9号)の全部を改正する。

平成24年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

新内川ダム操作細則

(通則)

第1条 新内川ダム(以下「ダム」という。)の操作については、新内川ダム操作規則(平成24年石川県規則第29号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(流入量)

第2条 ダムへの流入量は、規則第4条に規定する水位の上昇又は低下の時間的割合から次式により算出するものと



する。

$$Q = \quad / T + q$$

Q : 流入量 (m<sup>3</sup> / s)

      : 増減した貯留量 (m<sup>3</sup>)

T : 増減に要した時間 (s)

q : 放流量 (m<sup>3</sup> / s)

(洪水警戒体制)

第3条 規則第8条第2号に規定する洪水の発生が予想されるときは、次の各号のいずれかに該当するような場合とする。

- (1) ダムの流域内において、連続雨量が40ミリメートルに達し、さらに時間雨量が10ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (2) ダムの流域内において、総雨量が100ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (3) 融雪によって洪水が予想されるとき。
- (4) 台風の中心が東経126度から136度までの範囲において、北緯30度に達し、北又は北東に進路をとるとき。

2 内川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、河川課長(以下「課長」という。)の指示に従い、規則第8条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(特にやむを得ない理由によるダムからの放流)

第4条 規則第12条第2号に規定する特にやむを得ない理由があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) ダム本体、貯水池等について、調査又は補修を行うため必要があるとき。
- (2) その他特に必要があるとき。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 課長は、流入量が洪水量以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、規則第11条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

(ゲートの操作)

第6条 放流ゲートは、次に掲げる場合を除き、全開しておくものとする。

- (1) 規則第14条の規定によりダムから放流を行うとき。
- (2) 点検又は整備を行うため必要があるとき。
- (3) その他特に必要があるとき。

(排砂ゲートの操作)

第7条 排砂ゲートは、次に掲げる場合を除き、全開しておくものとする。

- (1) 貯水池内の排砂を行うため必要があるとき。
- (2) 点検又は整備を行うため必要があるとき。
- (3) 放流ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- (4) その他特に必要があるとき。

(計測、点検及び整備)

第8条 規則第17条第2項に規定する計測は、別に定める調査測定基準により、点検及び整備は、別に定める点検整備基準により行うものとする。

2 所長は、内川ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が25ガルを超えたとき、又は金沢地方気象台により発表された気象庁震度階が金沢市西念で4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。

(観測)

第9条 規則第18条に規定する観測は、前条第1項に定める調査測定基準により行うものとする。

(記録)

第10条 規則第19条に規定するゲート进行操作したときに記録すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) ゲートの操作の事由、操作したゲートの名称、ゲートの操作を開始及び終了した時刻、ゲートの開度、ゲート

の操作による放流量並びに水位の変動

- (3) ダム本体、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況
- (4) 放流に伴う警報及び連絡に関する事項
- (5) その他特記すべき事項

2 規則第19条に規定する記録は、前項各号に定めるもののほか、第8条に規定する計測、点検及び整備を行った結果並びに前条の規定により観測した結果について行うものとする。

(報告事項)

第11条 所長は、次に掲げる場合においては、速やかにその状況を知事に報告しなければならない。

- (1) 規則第8条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第11条の規定によりこれを解除したとき。
- (2) ダム本体、付属設備、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めるとき。
- (3) 第8条第2項による地震が発生したとき及び臨時の点検を行ったとき。
- (4) 貯水池において水質事故が発生したとき。
- (5) その他必要と認めるとき。

(ダム管理月報及びダム管理年報の作成)

第12条 所長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの訓令に定めるもののほか、規則及び訓令の実施のため必要な要領は課長が定めることができる。

- 2 課長は、前項の要領を定め、又は変更したときは、知事に報告するものとする。
- 3 課長は、この訓令に変更があった場合は、ダムの管理に要する費用の一部を負担する者に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成24年6月8日から施行する。

## 告 示

### 石川県告示第286号

二級河川犀川水系犀川について、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域を次のとおり指定する。

平成24年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

次の図面の赤色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域

(次の図面は、省略し、石川県土木部河川課及び石川県県央土木総合事務所に備え置いて縦覧に供する。)

